

別記様式（第6条関係）

足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等
広告掲載申込書

年 月 日

（提出先）
足立区長

足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告掲載取扱要綱第6条に基づき、広告を掲載したいので、この申込書に記載された掲載条件に同意のうえ、掲載予定原稿を添えて申し込みます。

申込者 氏名

住所

（団体にあつてはその事務所の所在地及び名称代表者名）

電 話

F A X

希望する下記の申込番号を記入してください。

希望申込番号		掲載年度	掲載希望金額
（第一希望）		年度	円
（第二希望）		年度	円
（第三希望）		年度	円
申込番号	広告箇所（全て裏面）と大きさ（縦×横：c m）		
1	普通徴収	1 / 2 面左側	
2	納付書用封筒	1 / 2 面右側	
3	特別徴収	1 / 2 面上側	
4	税額通知等送付用封筒	1 / 2 面下側	
5	軽自動車税	1 / 2 面左側	
6	納付書用封筒	1 / 2 面右側	

- ・ 掲載予定原稿（版下原稿）の作成経費は、申込者の負担になります。
- ・ 原稿サイズによっては、広告の大きさが規格どおりにならない場合があります。
- ・ 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとします。
- ・ 広告掲載が決定した申込者は、区長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければなりません。
- ・ 申込者から納付された広告掲載料は返還しません。ただし、申込者の責めによらない事由により、広告を掲載できなかったときは、掲載料を返還となります。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定が取消しとなる場合があります。
 - ① 広告掲載料を区長が指定する期日までに申込者が納付しなかったとき
 - ② 申込者より広告掲載辞退の申し出があったとき
 - ③ 広告掲載決定後、足立区特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税納付書送付用封筒裏面等広告掲載取扱要綱第2条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき
 - ④ 広告主について社会的信頼を損なうような事実があったとき、又はそのような事実があった旨の報道がされたとき。